

大学との定例懇談会設置要綱

平成 30 年 6 月 28 日付 30 政計計第 136 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日付 31 政政第 1 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日付 2 政計計第 15 号

改正 令和 4 年 4 月 1 日付 4 政計ブ第 5 号

(設置)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、都内に所在する大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）をいう。）との恒常的なコミュニケーションの場を形成すること及び東京の課題解決、東京の未来、国際競争力の向上等について自由に意見交換を行うことを目的として、大学との定例懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 懇談会は、知事及び知事が別途定めるメンバー（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

2 懇談会の座長は知事をもって充て、会務を総理する。

(招集等)

第 3 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 メンバーは、代理者を出席させることができる。

4 懇談会に出席したメンバー及び前 2 項の規定により懇談会に出席した者に対しては、都の定める基準により謝礼金を支払うことができる。

(事務局)

第 4 条 懇談会の事務局は、政策企画局計画調整部プロジェクト推進課とする。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。